

令和3年度～令和7年度

阿久根市

成年後見制度利用促進基本計画

【令和3年3月策定】

帰ってきたくなる 行ってみたくなる 東シナ海の宝のまち あくね

阿久根市



目 次

はじめに	1
第 1 章	
阿久根市成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって	
1 基本計画の目的	2
2 基本計画の位置づけ	2
3 阿久根市成年後見制度利用促進基本計画策定のポイント	3
4 成年後見制度利用促進基本計画の期間	3
第 2 章	
阿久根市の状況	
1 阿久根市の人口等の状況	4
2 成年後見制度に関する取組の状況	8
第 3 章	
阿久根市における成年後見制度に関する課題	10
第 4 章	
計画の基本理念，基本目標・実施計画	
1 基本理念	11
2 基本目標・実施計画	11
3 具体的な実施計画	12
第 5 章	
計画の評価及び進行管理	17
第 6 章	
資料	18

はじめに

認知症の人や知的障がい，精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は，不動産や預貯金などの財産を管理したり，身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり，遺産分割の協議を行ったりする必要があるとしても，自分でこれらのことをすることが難しい場合があります。

また，自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい，悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し，支援をするのが「成年後見制度」です。

今回，国が定める成年後見制度利用促進法に基づいて，阿久根市における「制度の相談窓口の設置」や，「本人や家族，親族といった利用者の支援体制の整備」に関する計画を策定しました。

本計画が，利用者の皆様が住み慣れた地域で「自分らしく，安心した生活」を続けるための一助となり，実効性のあるものになることを期待しています。

第1章

阿久根市成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって

1 基本計画の目的

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

2 基本計画の位置づけ

国では、成年後見制度が他の社会福祉制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障がい者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）」及び「成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）」を策定しました。

同法律では、市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものと定められています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）～抜粋～

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（都道府県の講ずる措置）

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

3 阿久根市成年後見制度利用促進基本計画策定のポイント

成年後見制度の利用が必要な市民の早期把握と早期支援によって、適切に本人の権利擁護支援を行えるよう、阿久根市成年後見制度利用促進基本計画は、次の3点を踏まえて策定します。

(1) 制度の利用促進につなげるための機関の設置や広報活動に向けた取組

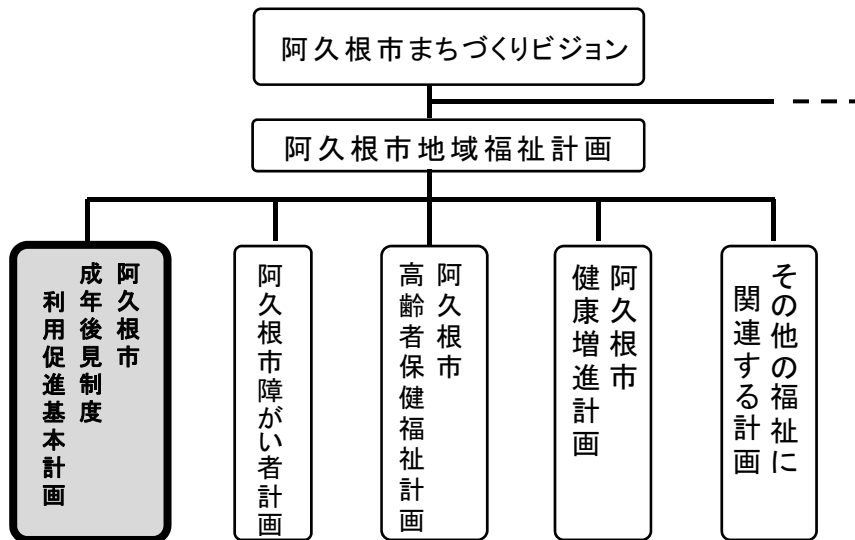
- ① 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ② 市民へ向けた広報・啓発活動

(2) 計画の対象者

阿久根市成年後見制度利用促進基本計画は、認知症の人や知的障がい者、精神障がい者など、様々な障がい特性や年代の市民を対象とするため、広い視点で計画を策定する必要があります。

(3) 他の計画等との整合

本計画は、本市の最上位計画に位置づけられる「阿久根市まちづくりビジョン」と調和し、体系上の関連計画である「阿久根市地域福祉計画」や「阿久根市障がい者計画」、「阿久根市高齢者保健福祉計画」等と一体的に連動して取り組み、その他の関連計画との整合性を図ります。



4 成年後見制度利用促進基本計画の期間

国の基本計画期間は、平成29年度から令和3年度までの5年間となっています。一方、阿久根市成年後見制度利用促進基本計画は、阿久根市地域福祉計画期間に合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とすることとします。

第2章 阿久根市の状況

1 阿久根市の人口等の状況

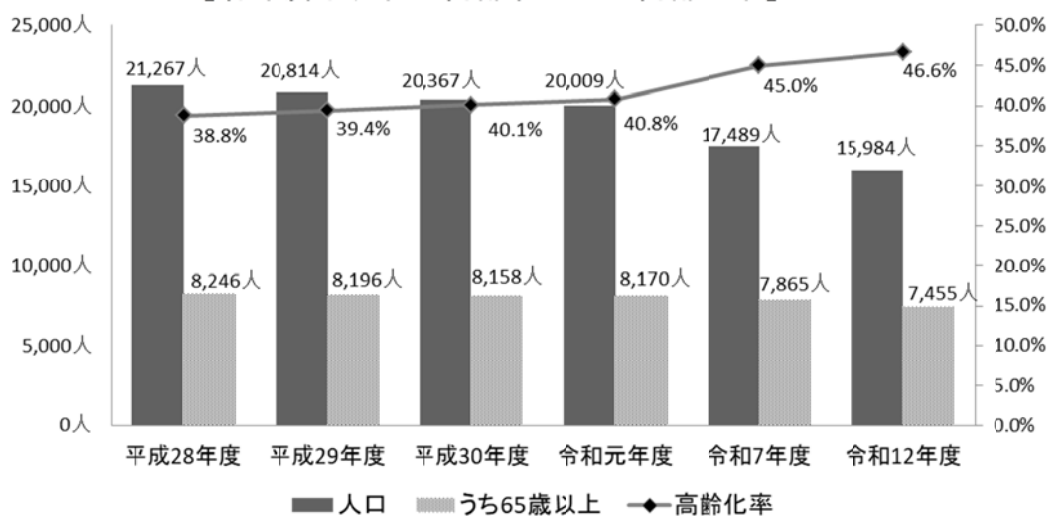
(1) 高齢者人口と高齢化率

本市の人口は令和元年度末現在で 20,009 人となり、毎年減少しています。一方、65 歳以上の高齢者人口についても、令和 2 年度をピークに令和 3 年度以降は減少していくものと推計されています。

なお、阿久根市まちづくりビジョンにおける総人口は、令和 7 年で 17,489 人（うち 65 歳以上は 7,865 人）、令和 12 年で総人口 15,984 人（うち 65 歳以上は 7,455 人）と推計されています。

また、高齢化率については、令和元年度末で 40.8% になり、市民の 2.4 人に 1 人が 65 歳以上となっており、今後も高齢化率は上昇することが予想されています。

【各年度末現在の高齢者人口と高齢化率】



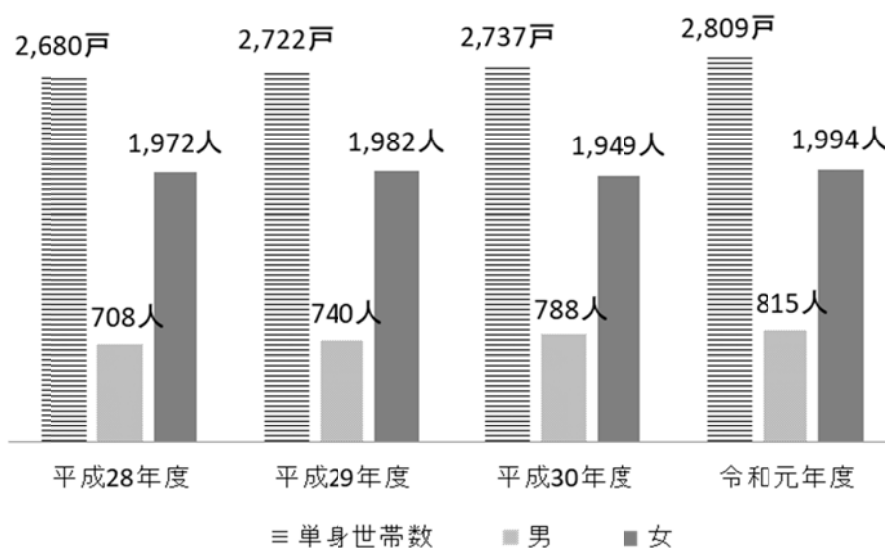
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和7年度	令和12年度
人口	21,267人	20,814人	20,367人	20,009人	17,489人	15,984人
うち65歳以上	8,246人	8,196人	8,158人	8,170人	7,865人	7,455人
65歳以上男性	3,395人	3,377人	3,425人	3,434人	3,398人	3,247人
65歳以上女性	4,851人	4,819人	4,733人	4,736人	4,467人	4,208人
高齢化率	38.8%	39.4%	40.1%	40.8%	45.0%	46.6%

※令和元年度までは、各年3月末現在

(2) 高齢者の単身世帯数

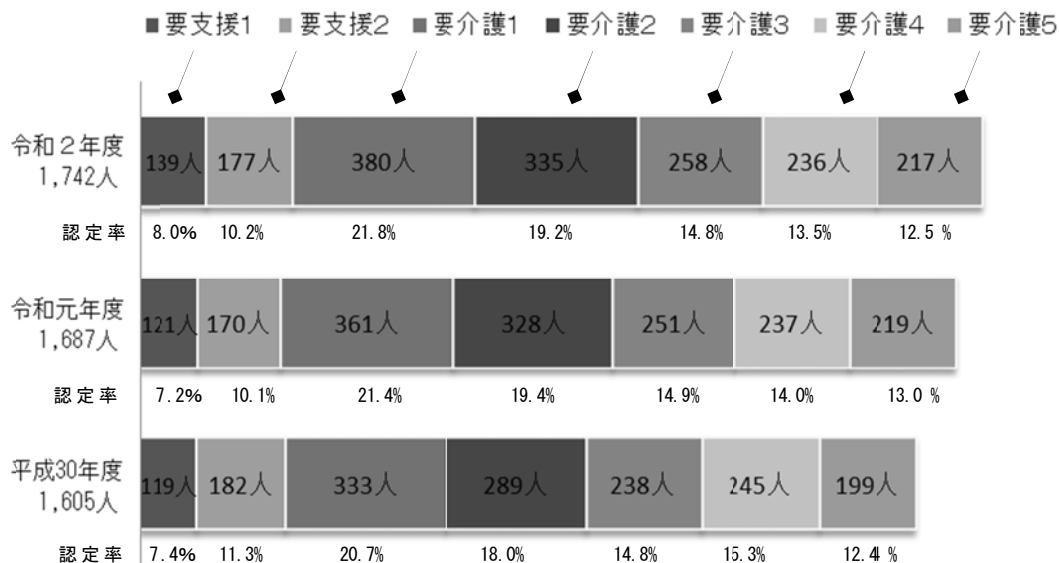
本市における高齢者の単身世帯数は、徐々に増えてきており、令和元年度は2,809戸となっています。このうち、単身世帯の男性が815人、女性が1,994人となっており、平成28年度と比較すると男性が107人、女性が22人増加しています。

【単身世帯と男女人数】



(3) 介護保険認定者数と認定率

65歳以上の要支援・要介護認定者数は、令和2年4月末時点で1,742人となっており、平成30年度から137人増加しています。また、要支援1・2、要介護1の軽度の認定者が増加し続けています。

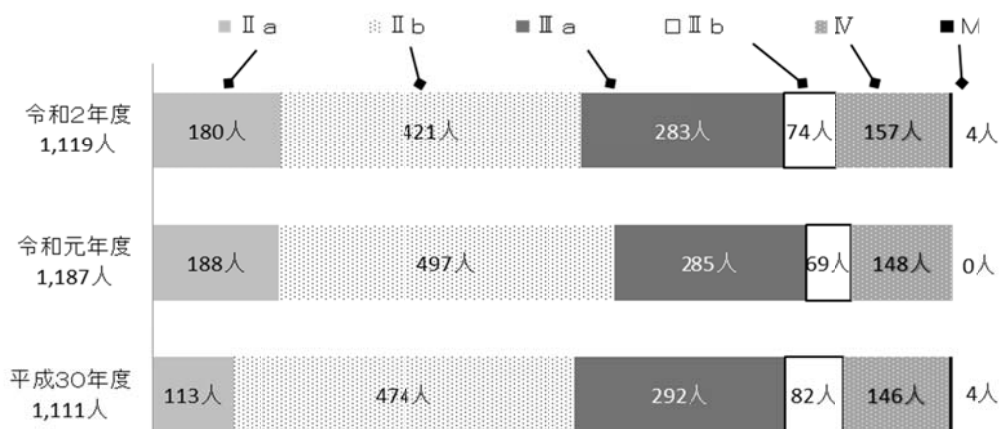


※令和2年4月末時点データ

(4) 認知症の人数

認知症の人（要介護認定調査における認知症日常自立度がⅡa以上）は近年は1,100人を超える状況となっており、要介護（支援）認定者数のうち約7割を占めています。（グラフは各年度10月1日現在）

【認知症の人の数】

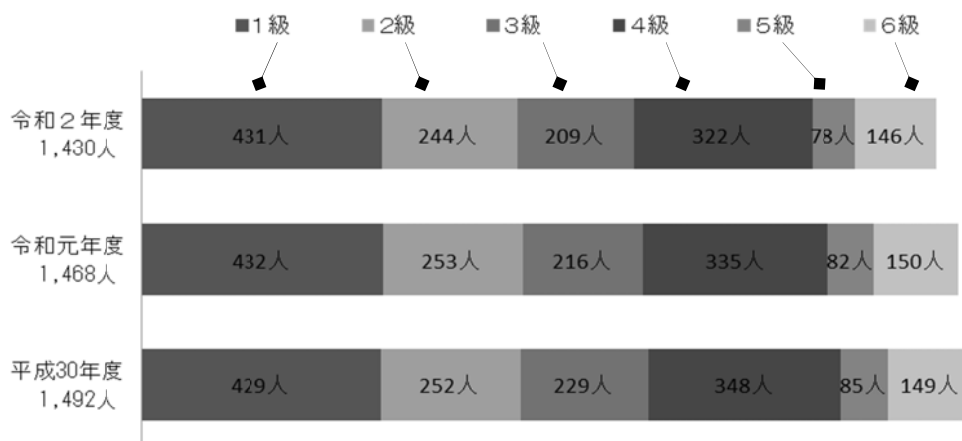


I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。
Ⅱb	家庭内で上記Ⅱの状態がみられる。
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

(5) 障がい者数

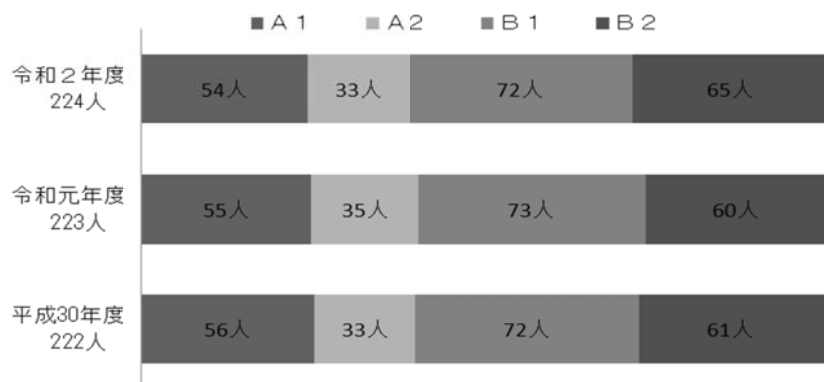
① 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、令和2年4月末時点で1,430人であり、平成30年度から減少傾向にあります。



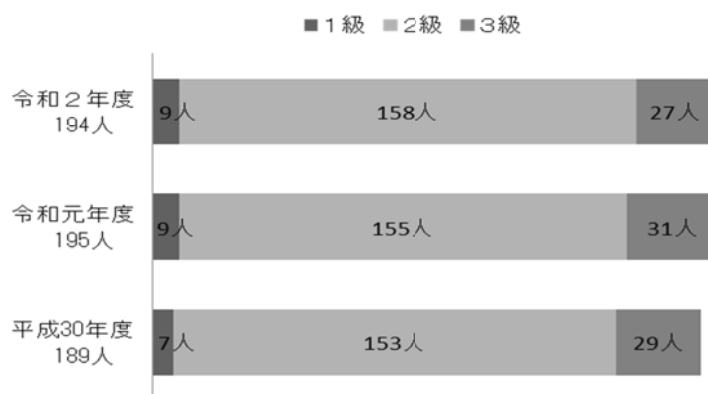
② 療育手帳所持者数（知的障がい者）

療育手帳所持者数は、令和2年4月末時点で224人であり、近年は横ばい状態で推移しています。



③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（精神障がい者）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年4月末時点で194人であり、平成30年度から微増となっている状況です。



(6) 日常生活自立支援事業の利用者数

認知症の人や知的障がい者、精神障がい者等のうちで、判断能力が不十分な人が住み慣れた地域や家において自立した生活が送れるよう、利用者の契約に基づいて、地域の社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助等を行うものです。平成27年度の利用者数は28件でしたが、令和元年度では41件となっており、増加傾向となっています。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
28件	29件	30件	34件	41件

2 成年後見制度に関する取組の状況

本市では、高齢者及び障がい者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、権利擁護の普及啓発を進め、成年後見制度の総合的な推進を図るとともに、虐待による高齢者及び障がい者の権利侵害を未然に防止するため、市の福祉課や介護長寿課が中心となって関係機関と連携して取組を進めています。

しかしながら、制度に関する相談は一定数あるものの、親族等の支援者がおらず、やむなく市長申立となった件数の実績をみると、今後も取組方法や支援体制等について検討する必要があります。

(1) 成年後見制度に関する相談件数と相談人数

本市介護長寿課内にある地域包括支援センターに寄せられた成年後見制度に関する相談件数は次のとおりです。平成30年度の相談件数は、判断能力が不十分で親族等からの支援が得られない人に対して実施する市長申立の手續に関する相談について、特定の方と協議を重ねたことから延べ件数が大幅に伸びています。

【相談件数】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
14件	14件	28件	90件	48件

【相談実人数】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
14人	12人	21人	42人	32人

(2) 市長申立の実績

認知症の人や知的障がい者、精神障がい者について、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、市長は審判の請求をすることができるという老人福祉法等の規定に基づき、市長による申立を実施しています。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1件	0件	0件	1件	0件

(3) 本市を含む北薩地区における成年後見制度の利用者

令和2年10月末現在における鹿児島家庭裁判所川内支部管轄内での類型別の成年後見制度利用者数は次のとおりとなっています。

管轄内で利用者本人の住所が本市にある人は、後見が19人、保佐が1人おり、上記(2)の市長申立の実績件数からすると、ほとんどの場合が、配偶者等が直接裁判所へ申立を行い、制度を利用していることが推測されます。

	計	後見	保佐	補助	任意後見
川内支部管轄での利用者数	231人	195人	31人	4人	1人
うち本人住所が阿久根市の人	20人	19人	1人	0人	0人

※ 令和2年11月、鹿児島家庭裁判所川内支部から提供

第3章 阿久根市における成年後見制度に関する課題

本市では、ひとり暮らしの高齢者や認知症の人が増加傾向であり、権利擁護の必要な要支援者が市内各地に数多くいらっしゃると思いますが、成年後見制度の利用者数でみると、令和2年10月末現在で、わずか20人と少数となっています。

このことは、当該要支援者に対して、これまで制度に関する周知が十分に図られていないことや、専門的な相談窓口が設置されていないなどの支援体制が整っていなかったことが、制度の利用につながっていない原因の一つではないかと考えられます。

そこで、本市としては、以下の2点について取り組むべき大きな課題として捉えています。

◆ 取り組むべき課題

- 1 制度に関する周知が不十分(広報不足)
- 2 支援体制が整っていない(専門的な相談窓口がない)

第4章 計画の基本理念、基本目標・実施計画

1 基本理念

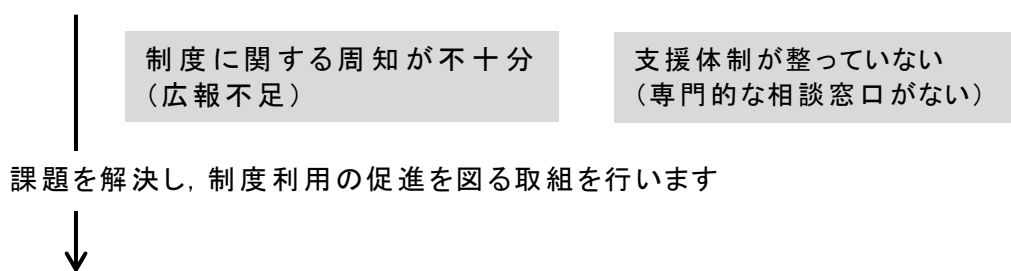
本市の成年後見制度の利用に関する現状や課題、また法の趣旨を踏まえ、権利擁護支援の地域連携ネットワークを柱に、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市民の権利や利益が守られるまちづくりを行います。

2 基本目標・実施計画

本計画の基本理念の実現に向けて、国の基本計画に沿い、また、本市の課題解決にも配慮した次の2つの「基本目標」を設定し、本市の総合的な施策の展開を着実に推進するための「実施計画」を定めます。

なお、判断能力が不十分で親族等からの支援が得られない人に対して実施する市長申立については、これまでどおり関係機関と連携を図りながら、適切に対応していきます。また、利用者が後見人への報酬を負担することが困難な場合には、本市の成年後見制度利用支援事業の活用を図っていきます。

◆ 阿久根市の課題



◆ 基本目標及び実施計画

基本目標		実施計画	
1	成年後見制度の広報・啓発活動の強化	1	市民へ向けた広報・啓発活動
		2	関係者へ向けた広報・啓発活動
2	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	1	成年後見制度利用促進の中核となる機関の設置・運営
		2	利用者を中心としたチームの形成
		3	協議会の設置

3 具体的な実施計画

(1) 基本目標 1 成年後見制度広報・啓発活動の強化

【現状】

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の財産や生活を守る重要な制度であるものの、その利用方法や内容について理解が進んでおらず、市民に身近な制度とはいえない現状となっています。

【目指すすがた】

広報・啓発活動を積極的に行うことにより、市民や事業者等関係者が制度についての関心や理解を深め、制度の利用につなげます。

基本目標 1 - 実施計画 1

市民へ向けた広報・啓発活動

今後、制度を利用する人や制度を必要とする人が増加していくことを踏まえ、地域において、より一層制度の理解を深めていく必要があります。このことから市民へ向けた次の3つのことに取り組んでいきます。

① 広報活動の推進

パンフレット配布，研修会等の開催に加え，イメージアップにつながるような広報活動を検討し，各種行事における普及啓発活動に取り組むなど，広報活動を行っていきます。

② 関係機関における啓発活動の実施

成年後見制度利用促進に関わる各関係機関と連携して，啓発活動を行います。

例えば，市地域包括支援センターで実施する権利擁護に関する講演会や出前講座を活用するなどして，制度の周知を行います。

③ 権利擁護に関する出前講座の実施

市内各地区の団体等へ働きかけ，当該団体等の会合などに市や中核機関（詳細は後述）の職員等を派遣し，市民向け出前講座を開催して制度の周知を図ります。

基本目標 1 - 実施計画 2

関係者へ向けた広報・啓発活動

判断能力が不十分な人に接する機会が多い介護保険サービス関係者や障がい者等相談支援専門員，民生委員・児童委員，また，市窓口職員等に制度の理解を深めてもらい，制度利用が必要であると見込まれる人がいる場合には，制度の仕組みや相談窓口を紹介するなど，広報・啓発活動に取り組みます。

(2) 基本目標 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

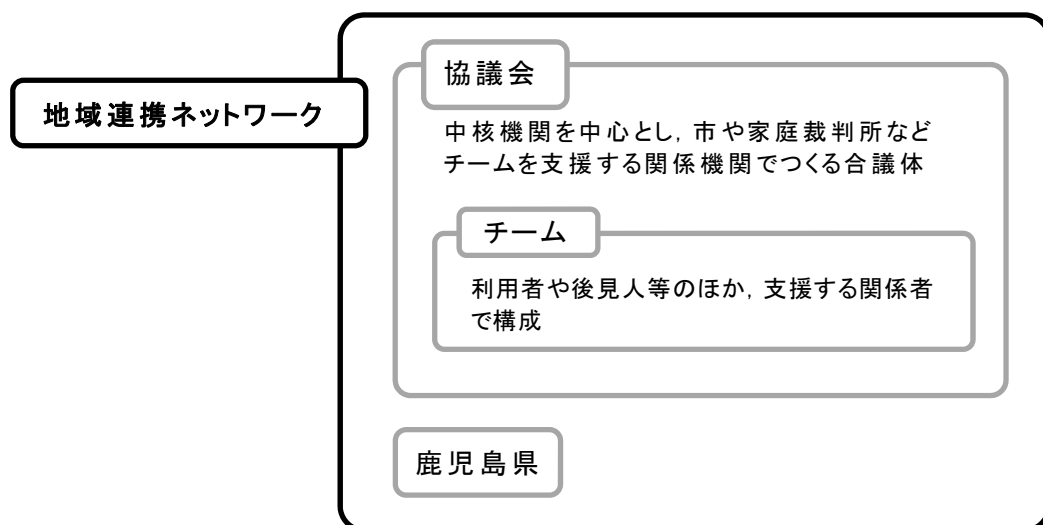
【現状】

本人や家族等にとって明確な相談窓口がなく，制度に関する情報を十分に得られず，制度を利用するまでに至らない現状となっています。

【目指すすがた】

制度の専門的な相談窓口となる中核機関を設置し，適切に対応します。また，中核機関を中心とした権利擁護支援の地域連携ネットワークが十分に機能され，適切に利用へと結びつけられる環境を整備します。

【地域連携ネットワークのイメージ図】



基本目標 2 - 実施計画 1

成年後見制度利用促進の中核となる機関の設置・運営

高齢者及び障がい者等に対する成年後見やその他の権利擁護のために必要な援助を効果的に推進するために、本市における制度の利用に関する中核的な役割を果たす組織として、中核機関を設置します。

中核機関は、制度に関する専門的な総合窓口として位置づけられ、高齢者や障がい者等に対して制度の利用に関する助言や調整に関することを担うものとします。

また、利用者と後見人を支えることを前提とした市内の関係団体や専門職団体等をつくる権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた取組を行っていきます。

このほか、本市の実情に応じて、様々な機能を追加していきます。

◆ 中核機関の主な機能(イメージ)

- 相談窓口
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・運営
- 制度の広報・啓発活動

※ 中核機関の運営の主体

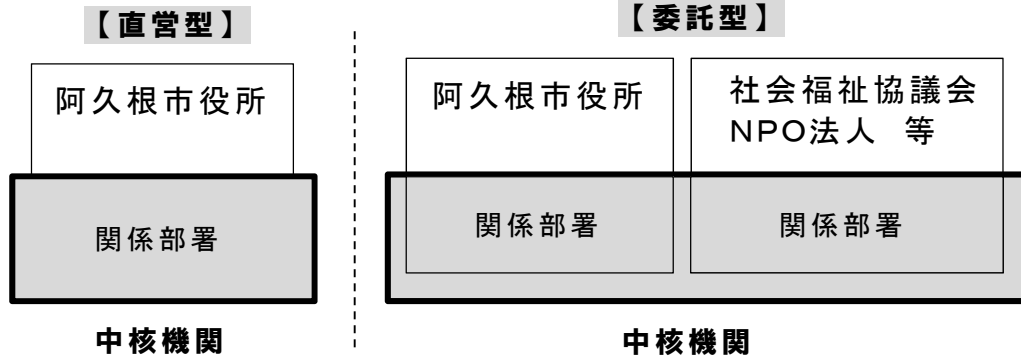
中核機関が適切な運営が可能となるよう、「市による直営」又は「市からの委託」により、市と協働的に運営を行っていきます。

市から委託する場合の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公平性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を市が適切に選定します。

※ 中核機関の運営

中核機関の設置後は、地域連携ネットワークや中核機関が担うべき具体的機能について関係者と協議し、段階的・計画的に整備していくとともに、出水地区障がい者自立支援協議会の専門部会といった既存の社会資源を有効に活用しながら役割分担についても検討します。

【中核機関のイメージ図】



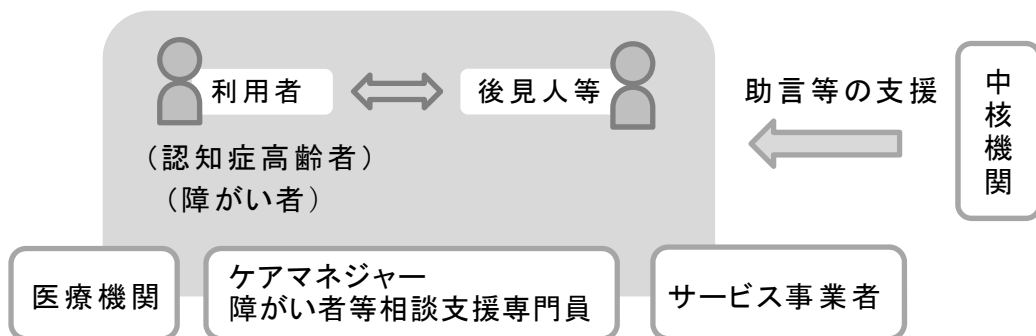
基本目標 2 - 実施計画 2

利用者と後見人を支えるチームの形成

利用者の支援を行う親族・福祉・医療，地域等の関係者と後見人等がチームとなって日常的に本人を見守り，本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制をつくります。

一方，後見人に対しても，孤立や不安を解消し，安心して後見等業務に取り組むことができるよう支援します。

【チームのイメージ図】



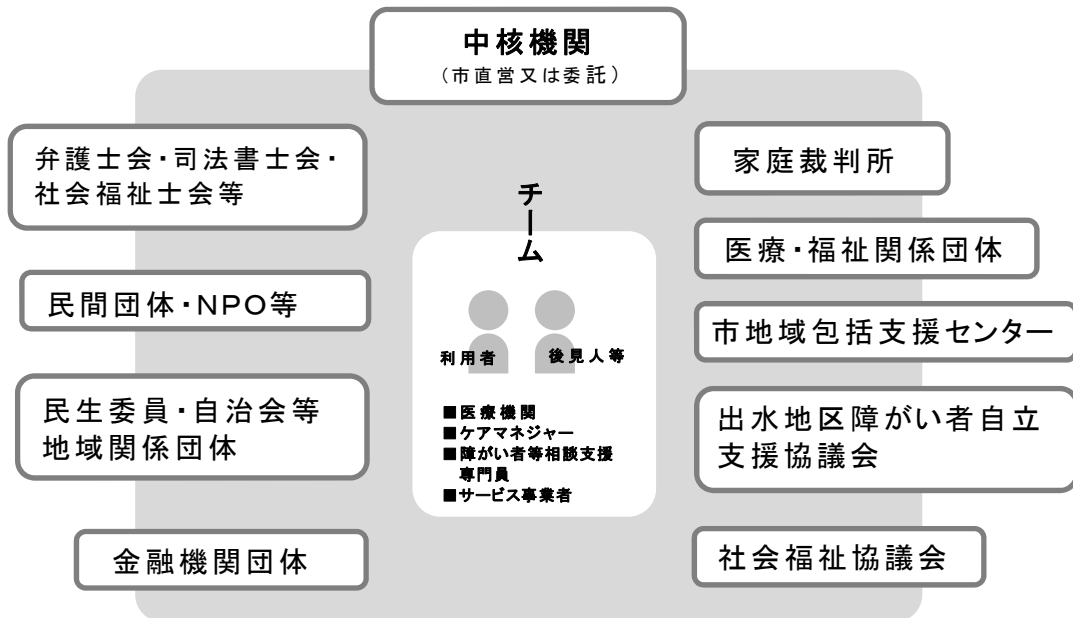
必ずしも一から作る必要はなく，実際には，ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っているチームに後見人が参加するケースも少なくないと考えられます。

基本目標 2 - 実施計画 3

協議会の設置

成年後見等開始前後を問わず，個々のケースに対応する「チーム」に対し，法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう，既存の組織を活かしながら，各種専門団体や関係機関の協力・連携強化を協議する協議会を設置する体制を構築します。

【協議会のイメージ図】



【参考】

国の基本計画では，協議会設置によって期待される成果として，以下の事項が例示されています。

- ① 以下のような地域課題の検討・調整・解決
 - ・ チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制を整備すること
 - ・ 困難ケースに対処するため，ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること
 - ・ 多職種間での更なる連携強化を進めること
- ② 成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについての，家庭裁判所との情報交換・調整

第5章 計画の評価及び進行管理

1 計画の評価

成年後見制度にかかわる関係機関の協力のもと、庁内関係部署が連携して計画を推進するとともに、中核機関において計画の確認と評価を適宜行い、必要に応じて計画の見直し等を行います

2 計画の進行管理

本計画に基づく、各施策及び事業の進行管理を行うとともに、効果等に関する評価を加え、改善を図ります。

第6章 資料

■ 成年後見制度に関する主な用語解説

● 権利擁護支援

虐待や消費者被害等の権利が侵害されている場合に保護・救済をすること。また、必要な情報を本人が理解しやすいように伝えたり、本人が福祉サービス等を利用する場合に相談や助言をすること。さらには、金銭管理や社会保険料や税金等の支払いを代行することなど、本人の権利行使を支援することをいいます。

「権利擁護支援」は「成年後見制度」と共に地域共生社会の実現のためには重要な取組といえます。

● 法定後見制度

法定後見制度は、本人の判断能力の程度などに応じて「後見」「保佐」「補助」の三つに分かれています。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人、保佐人、補助人が、本人の利益を考えながら、代理権（本人を代理して契約などの法律行為をする）、同意権（本人が自分で法律行為をするときに同意する）、取消権（本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消す）を行使することによって、本人を保護・支援するものです。

種類		後見	保佐	補助
利用できる方		日常生活で、判断能力がほとんどない方	日常生活で、判断能力が著しく不十分な方	日常生活で、判断能力が不十分な方
支援する方		成年後見人	保佐人	補助人
与えられる権限	代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為
	同意権・取消権	日常生活に関する行為以外のすべての行為（取消権のみ）	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為

※日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」については、取消の対象外。

◆ 代理権

成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約など法律行為を行え

る権限です。

◆同意権

本人が契約など法律行為を行う場合には、成年後見人等の同意が必要であるという権限です。

◆取消権

成年後見人等の同意がないまま、本人が法律行為を行った場合に、その法律行為を取り消せる権限です。

●任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

本人の判断能力が低下した後、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思を尊重した適切な保護・支援をすることが可能となります。

●市民後見人

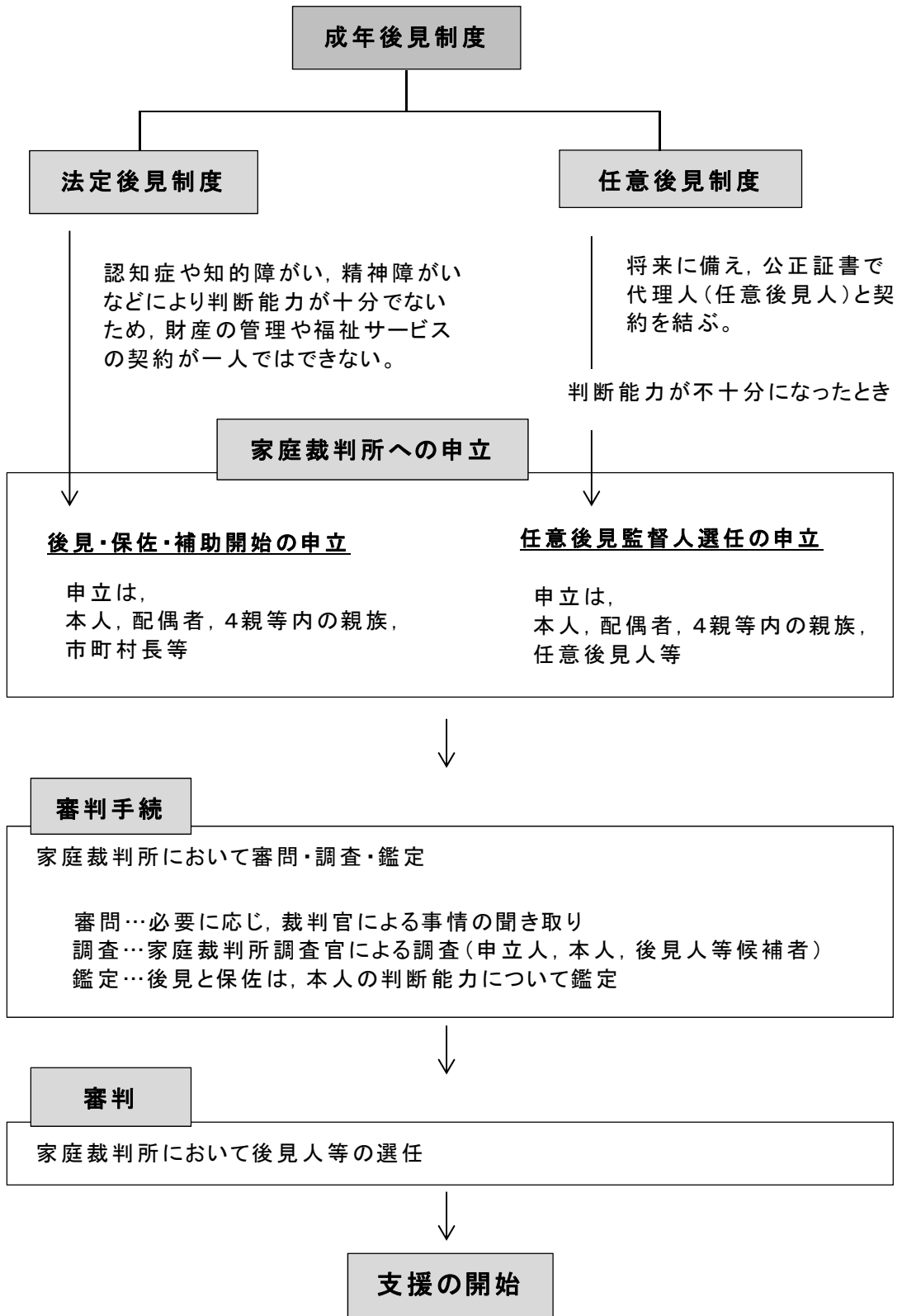
市民後見人とは、市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方です。

市民後見人には、例えば、後見人となる親族がいないような場合でも、身近な存在として、本人の意思をより丁寧に把握しながら後見等事務を進められる側面があります。

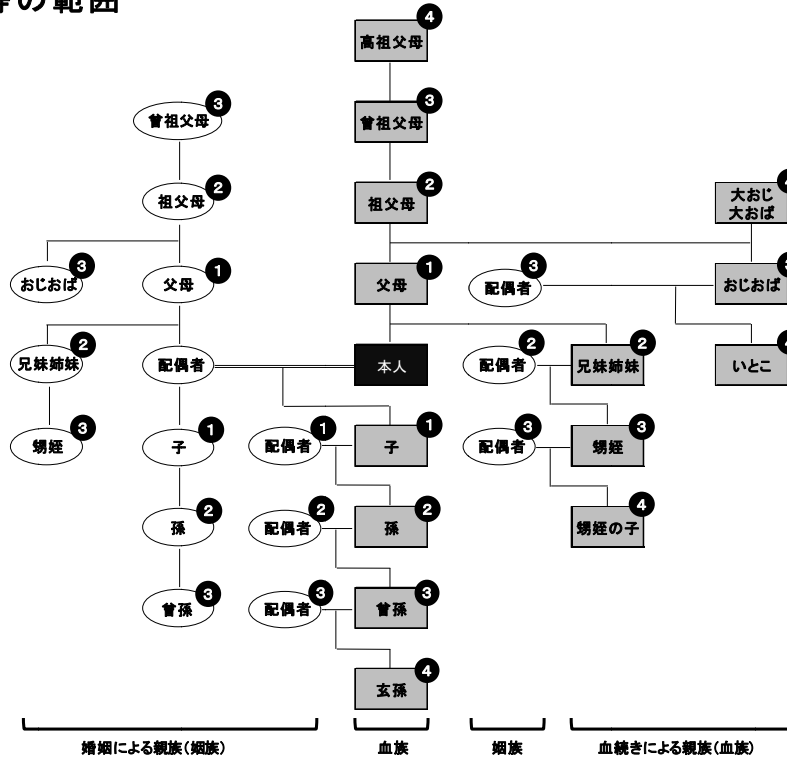
●市長申立（首長申立）

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が家庭裁判所に成年後見等開始の審判申立てを行うことが難しい場合等、特に必要があるときに市町村長（首長）が申立を行う仕組みをいいます。

■ 制度利用のながれ



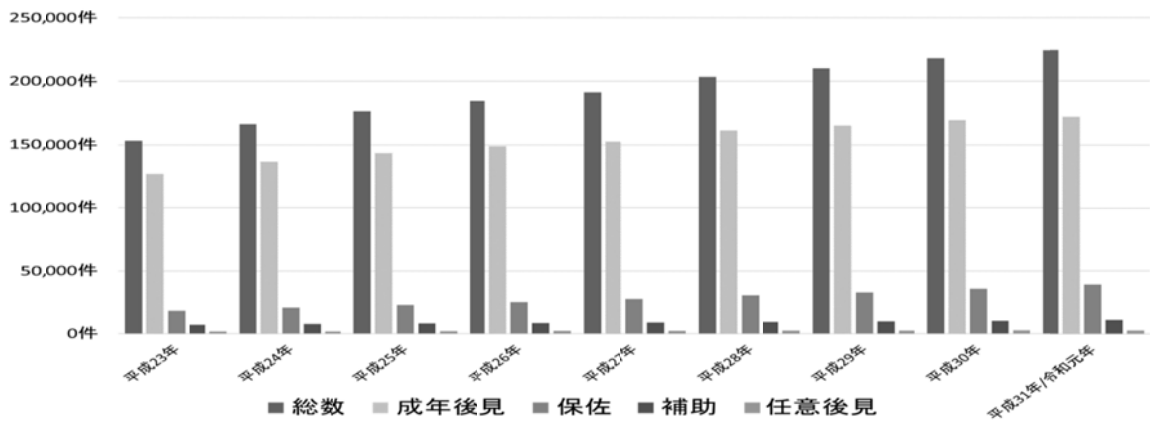
■ 4 親等の範囲



※右上の数字は、本人からみた親等数を表します。

※親族の範囲は、6親等内の血族，配偶者，3親等内の姻族（民法 725 条）

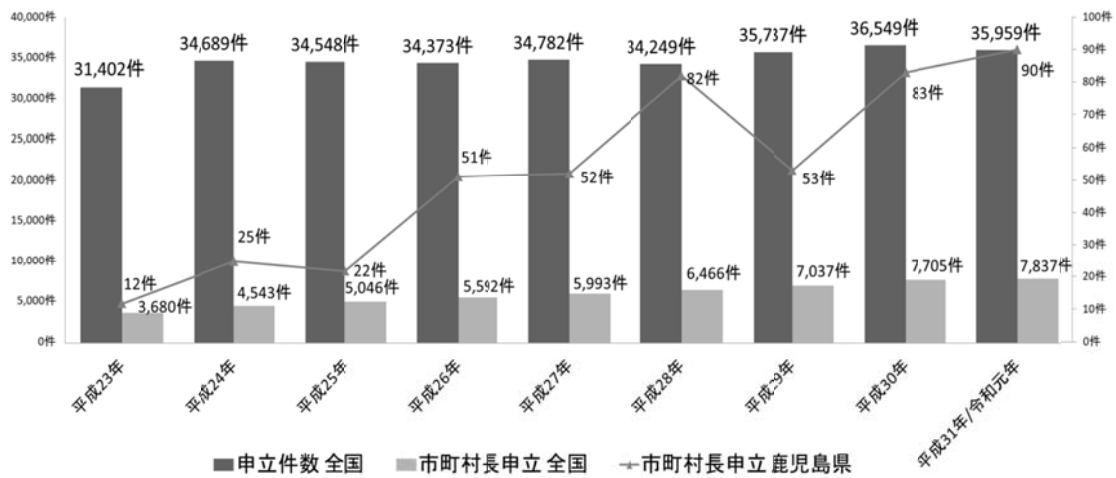
■ 全国の成年後見制度利用者



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年/令和元年
総数	153,314件	166,289件	176,564件	184,670件	191,335件	203,551件	210,290件	218,142件	224,442件
成年後見	126,765件	136,484件	143,661件	149,021件	152,681件	161,307件	165,211件	169,583件	171,858件
保佐	17,917件	20,429件	22,891件	25,189件	27,655件	30,549件	32,970件	35,884件	38,949件
補助	6,930件	7,508件	8,013件	8,341件	8,754件	9,234件	9,593件	10,064件	10,983件
任意後見	1,702件	1,868件	1,999件	2,119件	2,245件	2,461件	2,516件	2,611件	2,652件

最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況(平成23年1月～令和元年12月)」を基に作成

■ 後見人の申立数（全国，市町村長申立，鹿児島県内の市長村長申立）



最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況(平成23年～令和元年)」を基に作成

■ 全国の成年後見人等と本人の関係別件数

関係	件数	関係	件数	関係	件数
配偶者	631件	弁護士	7,763件	行政書士	976件
親	566件	司法書士	10,539件	精神保健福祉士	26件
子	4,092件	社会福祉士	5,133件	市民後見人	296件
兄妹姉妹	1,170件	社会福祉協議会	1,241件	その他法人	1,722件
その他親族	1,320件	税理士	53件	その他個人	181件

最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況(平成31年1月～令和元年12月)」を基に作成

■ 計画の策定経過

- ◆ 令和2年10月1日
第1回阿久根市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会
- ◆ 令和2年12月2日
第2回阿久根市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会
- ◆ 令和3年2月1日～3月1日
パブリックコメント
- ◆ 令和3年3月24日
第3回阿久根市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会

【計画策定委員】

	所 属	氏 名
1	阿久根市民生委員・児童委員協議会	井上 浩一
2	阿久根市区長連絡協議会	河野 寛二
3	阿久根市社会福祉協議会	今村 英幸
4	鹿児島県司法書士会出水支部	中牟禮 要
5	社会医療法人昴和会	田上 ゆかり
6	社会福祉法人青陵会	上松 直幸
7	阿久根市役所介護長寿課	池田 英人
8	阿久根市役所福祉課	中野 貴文
9	阿久根市役所市民環境課	牧尾 浩一

※ 阿久根市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱に基づいて、委嘱。

■ パブリックコメントの実施結果

募集期間 令和3年2月1日から3月1日まで
意見の件数 0件
意見内容 なし

阿久根市成年後見制度利用促進基本計画

発行 令和3年3月

(事務局)

阿久根市介護長寿課

無断転載を禁ず